

平成25年6月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書

(平成25年度6月補正予算等関係)

福祉保健部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成25年6月定例会議案説明資料目次

【予算関係】
(一般会計)

福祉保健部

議案番号	件 名	課 名 等	頁
議案第1号	平成25年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 福祉保健課 長寿社会課 子育て応援課 青少年・家庭課 健康政策課 医療政策課	1 2 3 5 14 17 19
	2 歳入歳出事項別明細書	/	22
	3 節の明細	/	29
	4 債務負担行為に関する調書	/	30

【予算以外】
(報 告)

報告番号	件 名	課 名 等	頁
報告第2号	平成24年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について	福祉保健課ほか	31
報告第10号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(1) 障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について (平成25年3月23日専決)	障がい福祉課	32
	(4) 損害倍書に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成25年4月30日専決)	青少年・家庭課	39
報告第11号	長期継続契約の締結状況について	福祉保健課ほか	40

議案第1号

議案説明資料総括表

福祉保健部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
福祉保健課	5,797,418	1,050	5,798,468	1,050				
長寿社会課	10,145,007	1,024	10,146,031			830	194	
子育て応援課	6,100,454	149,189	6,249,643	10,328		104,610	34,251	
青少年・家庭課	2,414,543	△ 15,772	2,398,771	14,152		△ 24,722	△ 5,202	
健康政策課	1,524,765	32,453	1,557,218				32,453	
医療政策課	6,763,510	173,595	6,937,105	18,203		155,392		
部計	53,619,314	341,539	53,960,853	43,733		236,110	61,696	

説明

1 子育て王国とっとりの推進

- ・ (新) 子育て力向上支援事業
- ・ (新) [債務負担行為]子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業
- ・ (新) 届出保育施設等運営助成事業(乳幼児加算)
- ・ 不妊治療費等支援事業

2 安心医療と健康づくり

- ・ 新型インフルエンザ等対策事業
- ・ (新) 風しんワクチン接種費緊急助成事業

平成25年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

3項 生活保護費

福祉保健課（内線：7144）

1目 生活保護総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫 支出金	起債	その他	一般 財源	
保護行政費	30,901	1,050	31,951	1,050				
トータルコスト	98,425	1,050	99,475	（補正に係る主な業務内容） 生活保護システムの改修				
従事する職員数	8.5人	0.0人	8.5人					

工程表の政策目標（指標）稼働層の自立促進及び適正な援護の実施

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成25年8月から生活保護基準が見直しされることに伴い、国庫補助（10/10）を活用して、本庁及び県福祉事務所で使用している「生活保護システム」の改修を行うものである。

2 主な事業内容

○生活保護システムの概要

ア 業務内容 生活保護費の算定・集計、統計データの集計等

保護決定事務	生活保護費の算定、決定通知書作成等（毎月）
医療扶助事務	医療機関への医療券の送付、医療費集計等（毎月）
介護扶助事務	介護機関への医療券の送付、医療費集計等（毎月）
統計事務	被保護者世帯数等の集計等（毎月）
経理事務	生活保護費の集計等（毎月）
その他	各種名簿作成等

イ 使用部局 鳥取県中部福祉事務所（中部総合事務所福祉保健局）

鳥取県西部福祉事務所（西部総合事務所福祉保健局）

県庁福祉保健課

※ 上記以外の市町村福祉事務所はそれぞれの自治体の予算（国庫補助）で改修予定

【参考：鳥取県の生活保護の動向（年度平均）】

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
保護世帯数（世帯）	3,842	4,270	4,633	4,904	5,154
保護人員（人）	5,333	6,002	6,593	6,932	7,255

平成25年度 一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課 (内線: 7158)

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
民生委員費	113,608	194	113,802				194	
トータルコスト	123,141	194	123,335	(補正に係る主な業務内容) 手当の交付				
従事する職員数	1.2人	0.0人	1.2人					
工程表の政策目標(指標)	地域福祉支援体制の充実							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成25年12月1日の民生委員・児童委員の一斉改選(任期3年)に伴い、市町村の意見を踏まえ、その定数の見直しを行い、委員の適正な配置を図る。

2 主な事業内容

民生委員・児童委員(地区担当)の定数を10人増やし、活動手当を増額補正する。

(1) 定数改正時期 平成25年12月1日(任期は3年)

(2) 定数(地区担当) 現行定数 1,462人

改正後定数(予定) 1,472人

(3) 増員数 10人(米子市9人、倉吉市2人、江府町△1人)

(4) 増減理由 米子市及び倉吉市: 民生委員1人あたりの担当世帯数が多く、担当面積が広い等の地域独特の事情もあり、民生委員にかかる負担が大きい。また、定数増員した場合でも国配置基準内に収まる。

江府町: 前年どおりの定数であると、国配置基準下限の1人あたり70世帯以下になるため、1名減。

(5) 補正額 194千円

定数増に伴う活動手当の増額

(積算) $58,200円 \times 10人 \times 4 / 12月 = 194,000円$

《参考》 民生委員・児童委員配置基準(国)

	区分	配置基準
民生委員・児童委員 (市町村毎に定める)	人口10万人以上の市	170~360世帯に1人
	人口10万人未満の市	120~280世帯に1人
	町村	70~200世帯に1人

平成25年度 一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課(内線:7158)

1目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 県立福祉人材研修センター基金造成補助事業	0	830	830			(雑入) 830		
トータルコスト	0	830	830	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	申請書の審査、交付決定、補助金の支払い				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成24年度の県立福祉人材研修センターの委託料に係る余剰金については、県に全額返還し、その余剰金から経営努力によらない額(外部への再委託に係る複数年契約導入による請負差額)を控除した額の1/2を公益事業及び施設の管理運営費に活用する基金造成の補助金として、指定管理者である鳥取県社会福祉協議会へ交付する。

2 主な事業内容

(1) 補助金の名称

鳥取県立福祉人材研修センター基金造成事業補助金

(2) 交付先

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会(県立福祉人材研修センターの指名指定管理者)

(3) 補助内容

以下の事業に充当する基金造成に対して補助金を交付

ア 鳥取県社会福祉協議会が定款に定める公益事業

○高齢者の生きがい対策事業の充実(ニュースポーツ用具の整備)

○社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援及び調査研究

(鳥取県福祉研究学会への助成)

○鳥取流安心生活総合ネットワークの形成

(生活支援を必要としている方々を守る仕組みの構築)

イ 県立福祉人材研修センターの管理運営

○情報提供機能の充実・県立福祉人材研修センター利用促進イベントの開催

○施設環境の整備

○職員接遇研修の実施

(4) 所要経費

(単位:千円)

区分	金額	摘要
平成24年度委託料支払額 (協定書の額)	32,452	既支払額(A)
平成24年度委託料実績額	30,626	(B)
平成24年度委託料余剰額	1,826	(C=A-B)
経営努力によらない額	166	D
補助額	830	(C-D) × 1/2

平成25年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

子育て応援課（内線：7570）

8目 私立学校振興費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考																				
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																					
(新) 幼児教育の質の向上のための環境緊急整備事業	0	20,654	20,654			(基金繰入金) 20,654																						
トータルコスト	0	20,654	20,654	(補正に係る主な業務内容)																								
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助要綱改正、交付決定及び額確定等																								
工程表の政策目標(指標)	子育て中の誰もが、保育所、幼稚園、地域子育て支援センター、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター等の子育て支援拠点の支援を受け安心して子育てができる。																											
事業内容の説明				【鳥取県安心こども基金】充当事業																								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>質の高い環境で子どもを安心して育てることのできる体制を整備するため、鳥取県安心こども基金を財源として、私立幼稚園の施設設置者が実施する緊急整備事業に対し助成する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 対象施設 私立幼稚園</p> <p>(2) 事業者 学校法人又は社会福祉法人</p> <p>(3) 補助基準額 1施設当たり 2,000千円</p> <p>(4) 補助率等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助率</th> <th>園数</th> <th>1園当たり</th> <th>所要額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定こども園を構成する私立幼稚園</td> <td>1/2</td> <td>8</td> <td>1,000千円</td> <td>8,000千円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の私立幼稚園</td> <td>1/3</td> <td>19</td> <td>666千円</td> <td>12,654千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>27</td> <td></td> <td>20,654千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 対象経費 施設における遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の整備に要する経費</p>								区分	補助率	園数	1園当たり	所要額	認定こども園を構成する私立幼稚園	1/2	8	1,000千円	8,000千円	上記以外の私立幼稚園	1/3	19	666千円	12,654千円	計		27		20,654千円	
区分	補助率	園数	1園当たり	所要額																								
認定こども園を構成する私立幼稚園	1/2	8	1,000千円	8,000千円																								
上記以外の私立幼稚園	1/3	19	666千円	12,654千円																								
計		27		20,654千円																								

平成25年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課（内線：7148）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 子育て力向上支援事業	0	1,000	1,000				1,000	
トータルコスト	0	1,000	1,000	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	子育て中の誰もが、保育所、幼稚園、地域子育て支援センター、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター等の子育て支援拠点の支援を受け安心して子育てができる。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

近年、子どもとの接し方がわからない保護者や子育てに不安を抱いている保護者が増えてきていることから、保育所や幼稚園を利用する保護者の一日保育者体験等を通じて、子どもの育ちや保育に関する保護者の理解を促進して親の子育て力を高めるとともに、保育所等の保育・教育の質の向上を図る。【モデル事業として3年間実施】

2 主な事業内容

補助対象事業(1)(2)両方を実施する園に対して補助する市町村に対して助成を行う。

実施主体	市町村
事業主体	保育所、幼稚園、認定こども園、へき地保育所
補助対象事業	(1) 保護者の一日保育者体験 (2) (1)と連携させた子育て力向上に関する研修会、報告会等
補助対象経費	(2)に係る経費（アドバイザー・講師等の謝金、旅費、印刷製本費等）
補助基準額	1園当たり 100千円
補助率	10/10
予算額	1,000千円（100千円×10園）

<今後の予定>

モデル事業として3年間実施し、毎年その効果の検証を行い、有益性を実証することで、全県的な普及等取り組みを強化する。

3 これまでの取組状況、改善点

保護者は、「参観」という形で子どもの園での様子を見ることはできるが、普段子どもがどのように遊んでいるか、友だちと接しているかわからない状況である。そこで、保護者の一日保育者体験、かつ、子育て力向上に関する研修会、報告会等を行うことにより、親の子育て力の向上、保護者と保育者の相互理解の促進を図るもの。

平成25年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 目 児童福祉総務費

子育て応援課 (内線: 7570)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業	債務負担行為 (0)	債務負担行為 (87,500)	債務負担行為 (87,500)			債務負担行為 (基金繰入金) (87,500)	0	
トータルコスト	0	0	0	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	子育て中の誰もが、保育所、幼稚園、地域子育て支援センター、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター等の子育て支援拠点の支援を受け安心して子育てができる。							

事業内容の説明

【「鳥取県安心子ども基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

市町村は、子ども・子育て支援新制度が本格施行される平成27年4月までに電子システムを構築する必要があり、県は、市町村の電子システム整備費について補助を行う。

2 主な事業内容

(1) 補助率

定額補助 (鳥取県安心子ども基金)

(2) 補助対象経費

子ども・子育て支援新制度施行に必要なシステムの開発、改修に係る経費並びに電子システムの規模・仕様の確定に必要な基礎データの把握経費等。

(3) 補助額の算定方法

各市町村の0~5歳児童人口数に応じて以下のとおり市町村毎の補助金額を算出。

○ 10,001~50,000人 → 1万人未満切り上げた人口数×100万円

⇒ 鳥取市のみ (10,362人、2,000万円)

○ 3,001~10,000人 → 1千人未満切り上げた人口数×100万円

⇒ 米子市のみ (7,969人、800万円)

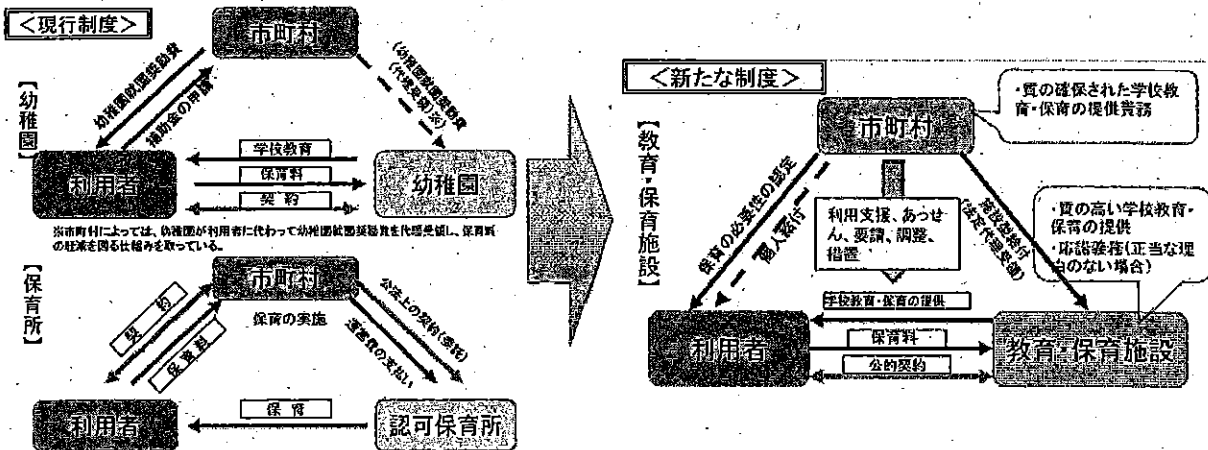
○ 3,000人以下 → 350万円

⇒ 上記を除く17市町村 (各350万円)

※算定の考え方は国の基金配分方法に準拠

(4) システムの概要

区分	システムの概要	構築期限
支給認定者 情報管理	住基情報や税務情報とリンクして支給申請審査、利用者負担区分の決定、支給認定証を発行するシステム	平成26年 9月まで
確認事業者 情報管理	確認申請書審査や事業者情報登録・管理を行うシステム	平成26年 9月まで
審査・支払 実績管理	施設・事業者からの請求書を受け付けて給付費の支払実績を管理するシステム	平成27年 3月まで



(5) 所要額

(単位: 千円)

年度	予算額	備考
平成25年度	0千円	
平成26年度	87,500千円	債務負担行為

3 これまでの取り組み状況、改善点

国における検討状況を情報収集の上、適宜市町村等に情報提供を実施してきた。

平成24年11月 子ども・子育て関連3法説明会・意見交換会

平成25年 3月 子ども・子育て支援新制度の市町村説明会

平成25年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

子育て応援課 (内線: 7150)

1 目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 届出保育施設等運営助成事業 (乳幼児加算)	0	10,215	10,215				10,215	
トータルコスト	0	10,215	10,215	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	子育て中の誰もが、保育所、幼稚園、地域子育て支援センター、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター等の子育て支援拠点の支援を受け安心して子育てができる。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

届出保育施設 (認可外保育施設) 等に対する助成については、平成14年度から施設の事業費に対して市町村を経由して入所児童数に応じた補助金を交付しているところである。

本県の待機児童は、毎年4月1日現在では0 (ゼロ) であるが、年度中途には全県的に0歳、1歳等低年齢児の入所希望が増える中、届出保育施設等が認可保育所に対応できない場合の受皿としての役目を担っている。

特に年度中途に入所希望が増える乳幼児保育は、保育士の配置基準が、乳児は3:1、1・2歳児は6:1であり、多くの保育士が必要となることから、乳幼児の受け入れを行っている届出保育施設等に対して加算制度を創設する。

2 主な事業内容

乳児及び1・2歳児を受け入れている届出保育施設等に対して市町村を経由して支援する。

実施主体	市町村
補助基準額	乳児 20,000円/人・月 1・2歳児 10,000円/人・月
補助率	県1/2、※市町村負担は任意
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ・国・県・市町村以外のものが設置していること ・月極で入所する児童数 (年平均) が6人以上であること ・認可外保育施設指導監督基準を満たしていること ・県が指定する研修会に参加していること
予算額	乳児 20,000円×41人×9月×1/2=3,690千円 1・2歳児 10,000円×145人×9月×1/2=6,525千円

3 これまでの取り組み状況、改善点

届出保育施設等の施設運営に対しては、従来から入所児童数に応じ市町村を経由して助成しているが少額補助のため、施設の運営状況は厳しい。

【補助額】入所児童数の区分に応じて年間75千円から450千円まで

平成25年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課（内線：7570）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子育て拠点施設等整備事業	400,068	65,621	465,689			(基金繰入金) 65,621		
トータルコスト	401,657	65,621	467,278	(補正に係る主な業務内容) 補助金交付事務				
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人					
工程表の政策目標(指標)	子育て中の誰もが、保育所、幼稚園、地域子育て支援センター、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター等の子育て支援拠点の支援を受け安心して子育てができる。							

事業内容の説明

【「鳥取県安心こども基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

保育及び子育て環境の充実を図るため、鳥取県安心こども基金を財源として、私立保育所の緊急整備等を行う事業者に補助を行う市町村に対して助成する。

2 主な事業内容

保育所緊急整備事業 65,621千円

認定こども園への移行のために、保育所の新設を行う施設設置者への支援を行う。

【実施主体】 市町村

【施設の設置主体】 社会福祉法人、学校法人等

【補助基準】 定員規模による定額 等

【補助率】 県(基金)1/2、市町村1/4、事業者1/4

【対象事業】 新設、増築、増改築、改築、大規模修繕等

【補助対象施設】
・鳥取市：鳥取第二幼稚園、いなば幼稚園
・倉吉市：倉吉幼稚園

【整備概要】 幼保連携型認定こども園に移行するため、認可保育所を新設する。

※3園とも平成26年4月1日開園予定

園名 (現在の施設種別)	補助金額	整備内容	備考
鳥取第二幼稚園 (認可幼稚園)	57,177千円	給食室の増築、 既存園舎の改修(ほふく室、調乳室等の設置、 保育室改修、床張替え、 外壁全面防水工事等)	幼保連携型認定こども園の幼稚園園舎大規模修繕に係る経費は、「認定こども園設置促進事業」で実施。
いなば幼稚園 (認可幼稚園)	6,584千円	既存園舎の改修(ほふく室、調乳室の設置等)	—
倉吉幼稚園 (幼稚園型認定こども園)	1,860千円	既存園舎の改修(保育室の増設、職員室の移転等)	—
計	65,621千円	—	—

平成25年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課（内線：7570）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
認定こども園設置 促進事業	38,839	18,335	57,174			(基金繰入金) 18,335		
トータルコスト	40,428	18,335	58,763	(補正に係る主な業務内容) 補助金交付事務				
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人					
工程表の政策目標(指標)	子育て中の誰もが、保育所、幼稚園、地域子育て支援センター、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター等の子育て支援拠点の支援を受け安心して子育てができる。							
事業内容の説明	【「鳥取県安心こども基金」充当事業】							
1 事業の目的・概要	<p>保育に欠ける・欠けないに関わらず、低年齢から就学まで一貫した保育・幼児教育の提供が可能な認定こども園の設置促進を図るため、認定こども園への移行のために施設整備を行う施設設置者への支援を行う。</p>							
2 主な事業内容	<p>安心こども基金を財源として、幼保連携型の認定こども園の幼稚園部分に係る大規模修繕に要する経費の一部を助成する。</p> <p>【実施主体】 市町村</p> <p>【施設の設定主体】 学校法人又は社会福祉法人</p> <p>【補助基準】 定員規模による定額（ただし、大規模修繕の場合は対象経費の実支出額）</p> <p>【補助率】 県（基金1/2）、市町村1/4、事業者1/4</p> <p>【補助対象事業】 新設、増築、増改築、改築、大規模修繕等</p> <p>【対象施設・整備概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取市：鳥取第二幼稚園（幼稚園部分の大規模修繕） ・工事概要：保育室改修、床張替、外壁全面防水工事等 ・事業費：36,670千円 ・補助率：1/2 <p>（ 幼保連携型認定こども園に移行するため、既存の幼稚園園舎の大規模修繕を行う。 平成26年4月1日開園予定 幼保連携型認定こども園の認可保育所新設に係る経費は、「子育て拠点施設等整備事業」で実施。）</p>							

平成25年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課（内線：7868）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
放課後児童クラブ 設置促進事業	352,732	13,456	366,188	6,336			7,120	
トータルコスト	355,910	13,456	369,366	（補正に係る主な業務内容） 補助金交付事務				
従事する職員数	0.4人	0.0人	0.4人					
工程表の政策目標（指標）	子育て中の誰もが、保育所、幼稚園、地域子育て支援センター、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター等の子育て支援拠点の支援を受け安心して子育てができる。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

国庫補助単価の改定に伴い、放課後児童クラブの基本運営費、長時間開設加算等の補助単価を改定する。

2 主な事業内容

国庫補助単価アップに伴う運営費補助金の増額 13,456千円

（単位：千円）

補助区分	負担割合	当初予算額	所要額	単価改定後 必要額
国庫補助事業（134クラブ）	国1/3、県1/3、市町村1/3	294,604	12,673	307,277
単県補助事業（7クラブ） ※単県障がい児加配を含む	県1/2、市町村1/2	54,995	783	55,778
合 計（運営費補助金）		349,599	13,456	363,055

平成25年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

子育て応援課（内線：7868）

5目 母子衛生費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
不妊治療費等支援事業	135,789	11,923	147,712				11,923	
トータルコスト	143,733	11,923	155,656	(補正に係る主な業務内容) 補助金交付事務				
従事する職員数	1.0人	0.0人	1.0人					
工程表の政策目標(指標)	安心して出産ができ、子育てにやさしい環境を創造するとともに母子保健の充実を図る。							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に対する助成を行う。								
2 主な事業内容								
適切な時期に必要な回数の治療を受け、妊娠・出産の可能性を高めるために、特定不妊治療費助成について、助成上限回数を撤廃し、国助成対象の回数を超えた治療については、単県で助成する。								
<助成回数>								
・現行（国基準）：初年度3回、2年目以降各上限2回、通算5年で上限回数10回								
・改正後：助成上限回数を撤廃し、国基準の対象となる回数を超えた治療については、単県で助成する。（通算5年）								
	現行 (国基準)	改正後		国基準		単県		
1年目	上限 3回	上限 3回		上限 3回		回数制限なし		
2～5年目	上限 各2回/年	上限 各2回/年		上限 各2回/年		回数制限なし		
合計	上限 10回	上限10回		上限10回		回数制限なし		
<助成額>								
○国の上限回数まで								
治療内容により 175,000円/回又は※87,500円/回								
※採卵なし又は採卵したが卵が得られない等の場合								
○国の上限回数を超えた回数（新規・単県） 78,000円/回								
<所要見込み額> (月数) (割合)								
初年度 @78,000円×285人×*3回×9/12×2/10 = 10,003,500円								
2年度以降 @78,000円×164人×*2回×9/12×1/10 = 1,918,800円								
合計 11,922,300円								
*累積妊娠率及び専門医の意見を参考にした予算算定上の回数 (月数：7月～3月の9ヶ月、割合：H24実績見込人数の2割又は1割で算定)								
3 これまでの取組状況、改善点								
国の基準に合わせ、年度ごとの回数制限を設け助成を行ってきたが、回数制限があることで助成回数を超えて治療が受けたくても、受けられない方があるため、必要な治療を十分受けられるよう事業内容を拡充する。								

平成25年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

子育て応援課（内線：7572）

5目 母子衛生費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
未熟児等養育医療費	11,363	7,985	19,348	3,992			3,993	
トータルコスト	15,335	7,985	23,320	（補正に係る主な業務内容） 医療を必要とする未熟児に対して、養育に必要な医療の給付を行う。				
従事する職員数	0.5人	0.0人	0.5人					
工程表の政策目標（指標）	地域で子育てを応援する機運の醸成を図るとともに、子育て家庭への総合的な支援施策を展開する。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

養育医療とは、母子保健法第20条第1項の規定に基づき、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、必要な医療費の給付を行うもの。

（注）母子保健法の改正により平成25年4月1日から実施主体が市町村へ権限移譲されたため、平成25年3月までと4月以降では公費の負担割合は変更となる。

<H25. 3. 3.1までの公費負担部分の負担割合>

国 1/2 県 1/2

<H25. 4. 1以降の公費負担部分の負担割合>

国 1/2 県 1/4 市町村 1/4

2 主な事業内容

平成25年1月末に出生した未熟児（極低出生体重児）の医療費について医療保険各法の被保険者でないため、全額が公費の対象となる。1月から3月までの医療費は平成25年5月以降に請求予定であり、執行見込を把握したところ当初予算では不足が生じるため増額補正を行う。

（単位：千円）

当初予算	執行見込	差引不足額 （補正）
4,358	12,343	-7,985

<参考>

当初予算

◇H25. 3月以前の医療費：扶助費 4,358千円

◇H25. 4月以降の医療費：負担金、補助金及び交付金 6,658千円

平成25年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

青少年・家庭課 (内線：7893)

1目 児童福祉総務費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 児童養護施設等職員の資質向上研修事業	0	4,040	4,040	2,020			2,020	
トータルコスト	0	6,423	6,423	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.3人	0.3人	事業者との連絡調整、補助金の交付				
工程表の政策目標(指標)	児童虐待の未然防止と被虐待児の支援の充実							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
児童養護施設等職員の資質向上を図り、児童の処遇充実を図るため、施設職員の研修参加経費を助成する。								
2 主な事業内容 (単位：千円)								
対象となる施設(施設数)				所要額		負担割合		
児童養護施設(5)、乳児院(2)、情緒障害児短期治療施設(1)、母子生活支援施設(5)、ファミリーホーム(3)、自立援助ホーム(3)、障害児入所施設(1) 計20施設				4,040 ※20施設×@202=4,040		国庫1/2、県1/2		
事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
児童虐待防止対策事業	14,363	0	14,363	4,061			△4,061	
トータルコスト	42,961	0	42,961	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	3.6人	0.0人	3.6人					
工程表の政策目標(指標)	児童虐待の未然防止と被虐待児の支援の充実							
事業内容の説明								
事業の目的・概要								
従来一般財源により、各児童相談所に1名ずつ虐待対応協力員(非常勤職員)を配置しているが、この度本事業が国庫補助の対象となり、当該経費の1/2について国庫を充当できることとなったため財源更正を行う。								

平成25年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

青少年・家庭課 (内線: 7893)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳			
				国庫支出金	起債	その他	一般財源
児童虐待防止安全確認体制強化事業	8,159	0	8,159	4,061			△4,061
トータルコスト	8,953	0	8,953	(補正に係る主な業務内容)			
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人				
工程表の政策目標(指標)	児童虐待の未然防止と被虐待児の支援の充実						
<p>事業内容の説明</p> <p>事業の目的・概要</p> <p>平成24年度まで安心子ども基金を充当して各児童相談所に1名ずつ虐待対応協力員(非常勤職員)を配置していたが、基金終了に伴い、今年度は一般財源に振り替えて計上している。</p> <p>この度、本事業が国庫補助の対象となり、当該経費の1/2について国庫を充当できることとなったため財源更正を行う。</p>							

平成25年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

青少年・家庭課 (内線：7869)

3目 母子福祉費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
母子家庭等自立支援給付金事業	26,362	△19,812	6,550	4,010		基金繰入金 △24,722	900	
トータルコスト	27,156	△19,812	7,344	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人					

工程表の政策目標(指標) 母子家庭及び寡婦自立支援計画の推進

事業内容の説明

【「鳥取県安心こども基金」充当事業】

※補正後は基金の充当はなし。

1 事業の目的・概要

母子家庭等自立支援給付金事業のうち高等技能訓練促進費等事業について、財源の内訳が国から示され、安心こども基金を充当せず国庫補助金を充当することとなったことに伴い、財源更正などを行うもの。

2 主な事業内容

①県支給分について、安心こども基金から国庫補助金へ財源更正を行う。

(基金 1,310千円 → 国庫補助金 1,310千円)

【H25当初予算】

(単位：千円)

【補正予算対応後】

(単位：千円)

国庫補助金	安心こども基金	一般財源
527	1,310	613



国庫補助金	一般財源
1,837	613

※県支給分は、三朝町、大山町の在住者が対象。

②市等支給分について、安心こども基金を減額する。

※市等支給分については、安心こども基金として県から市等に交付するのではなく、国庫補助金として国から市等に直接交付されることとなる。

(基金 23,412千円 → 基金 0円) ※補正後は県負担なし

【H25当初予算】

(単位：千円)

【補正予算対応後】

(単位：千円)

国庫補助金	安心こども基金	自主財源
9,420	23,412	10,954



国庫補助金	自主財源
32,832	10,954

③平成25年度以降に修業開始する者についての支給対象期間や財源が国から示されたため、当該者分(県支給分)について増額する。

(国庫補助金 2,700千円、一般財源 900千円)

【補正予算対応後】

単位：千円

国庫補助金	一般財源
2,700	900

(高等技能訓練促進費等事業の概要)

母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師や保育士等の就職に役立つ資格を取得するため、2年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費の負担軽減のため、高等技能訓練促進費を支給するとともに、入学支援修了一時金を支給するもの。

- ・高等技能訓練促進費 月額100,000円(住民税非課税世帯)、月額70,500円(住民税課税世帯)
- ・入学支援修了一時金 50,000円(住民税非課税世帯)、25,000円(住民税課税世帯)

平成25年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課 (内線：7857)

3目 予防費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
新型インフルエンザ等対策事業	57,064	7,453	64,517				7,453	
トータルコスト	83,279	7,453	90,732	(補正に係る主な業務) ・ 新型インフルエンザ対策会議開催 ・ 抗インフルエンザウイルス薬更新				
従事する職員数	3.3人	0.0人	3.3人					
工程表の政策目標(指標)	健康危機の脅威から県民を守るため、健康危害の早期発見、原因究明、被害の拡大防止等に一元的に対応する拠点・機能の整備を検討します。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

今後、発生が懸念される強毒性新型インフルエンザ等への対応について、迅速かつ的確な対応が図られるよう関係機関の連携強化、医療従事者の育成等を行うとともに、感染防止等について住民への啓発を含め、体制を整える。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	補正額	内容
新型インフルエンザ対策会議の開催経費	335	新型インフルエンザ対策会議開催時に感染症の専門家を招聘するための経費。 報償費 267千円 特別旅費 68千円
備蓄品の購入(抗インフルエンザウイルス薬の更新)	7,118	国通知に基づく備蓄種別割合の変更(タミフル：リレンザ=8：2)に伴う必要経費の増額等。

3 現在までの取組

・ 平成25年3月31日に、中国において鳥インフルエンザA(H7N9)が発生し、ヒトからヒトへの感染が懸念されたため、急速、鳥取県新型インフルエンザ行動計画に基づく新型インフルエンザ対策会議を開催し、今後の対応を協議したところ。

・ 抗インフルエンザ薬については、国が示す備蓄目標に応じて、平成18年度より県で備蓄を行ってきたところであるが、当初購入した薬剤の有効期限(7年間)が切れることにより、更新作業を行う必要がある。

平成25年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課 (内線: 7857)

3目 予防費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 風しんワクチン接種費緊急助成事業	0	25,000	25,000				25,000	
トータルコスト	0	0	0	(補正に係る主な業務) ・風しんワクチン接種費用の補助				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人					
工程表の政策目標(指標)	健康危機の脅威から県民を守るため、健康危害の早期発見、原因究明、被害の拡大防止等を一元的に対応する拠点・機能の整備を検討します。							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>全国的に、20歳代から40歳代を中心に風しん患者が増加している状況の中、県内においても、平成25年3月以降、患者発生が続いている状況にあり、例年にない患者数の伸びを見せている。また、風しんウイルスが、妊婦に感染すると生まれてくる子どもに先天性風しん症候群の発症が懸念される。については、妊婦とその子どもを風しんから守るため、風しんワクチン接種への助成を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 内容 妊娠を希望する女性や妊婦の夫に対し、麻しん風しん混合ワクチン又は風しんワクチンを接種する場合、接種費用の一部を助成する。</p> <p>(2) 対象者 ・19歳以上50歳未満の女性 ・妊婦の夫</p> <p>(3) 実施主体及び助成の考え方 ・実施主体は市町村。市町村負担額の1/2を県が助成する。 ・県助成の上限は4,000円。 ※上限額は12,000円(混合ワクチン)の1/3相当</p> <p>(4) 適用日 平成25年6月1日以降の接種分から適用。 【理由】 ・全国的な感染拡大が顕著になっており、県内でもすでに例年を大幅に上回る発生件数が報告されている。(平成21年1件、平成22年0件、平成23年1件、平成24年3件、平成25年13件(5月28日現在)) ・風しんは初夏(昨年は概ね6月から)に向けて流行する傾向にあるため、緊急に対応する必要がある。(13件の内訳: 3月1件、4月8件、5月4件)</p> <p>(参考) 当県との交流が活発な関西圏でも感染が拡大しており、兵庫県、京都府等においても、緊急性に鑑み、6月1日以降適用の助成制度を創設する予定である。</p>								

平成25年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

医療政策課(内線:7172)

2目 医務費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県地域医療再生基金事業	2,796,899 (94,017)	116,892 (116,892)	2,913,791 (210,909)			(基金繰入金) 116,892 (116,892)		
トータルコスト	2,854,861 (94,811)	116,892 (116,892)	2,971,753 (211,703)	(補正に係る主な業務内容) 交付申請、交付決定に係る事務等				
従事する職員数	7.3人 (0.1人)	0.0人 (0.0人)	7.3人 (0.1人)					

工程表の政策目標(指標) 安心安全な医療提供体制の構築

事業内容の説明

【「鳥取県地域医療再生基金」充当事業】

※()内は「東部救命救急センター強化事業」分

1 事業の目的・概要

救命救急センターのHCU増床整備や救命救急部門の整備にかかるスケジュールが変更されたことにより、実施主体(県立中央病院)が平成24年度実施予定であった医療機器整備の一部を平成25年度へ計画変更したため増額補正を行う。

2 主な事業内容

鳥取県地域医療再生基金計画における当事業の平成24年度までの未執行額を平成25年度に執行する。

平成24年度執行額	51,591千円	
平成25年度執行額	94,017千円	※当初予算額
	116,892千円	※今回増額補正額
基金充当額合計	262,500千円	

事業主体	県立中央病院	
負担割合	県1/2、実施主体1/2	
増床計画	現在	改築後(予定)
	救命救急センター(3階) 【20床】	救命救急部門(1階)【14床】 ICU・HCU部門(3階)【16床】

※ICU…集中治療室(Intensive Care Unitの略)

重篤な患者の容態を24時間体制で管理し、より効果的な治療を実施する施設。

※HCU…高度治療室(High Care Unitの略)

高度で緊急を要するがICUよりは軽症な患者を対象として治療を実施する施設。

平成25年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費
4項 医薬費
2目 医務費

医療政策課(内線:7228)
(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (基金繰入金)	一般財源	
周産期医療対策事業	4,470	47,250	51,720	8,750		38,500		
トータルコスト	6,059	47,250	53,309	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人	関係医療機関との調整、契約・補助金事務等				
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							

事業内容の説明

【「鳥取県地域医療再生基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

安全、安心な出産ができる医療提供体制の整備のため、総合周産期母子医療センター(県が鳥取大学医学部附属病院を指定)の周産期専用の電子カルテシステムの更新の支援を行うとともに、同院を中心とする県内の周産期医療施設の患者情報の管理等を行う周産期医療情報システム(ネットワークシステム)の改修を行う。

※総合周産期母子医療センターの説明

合併妊娠症、胎児・新生児異常などのリスクの高い妊娠、高度な新生児医療等に24時間体制で対応する医療施設。原則、三次保健医療圏(当県では、全県を範囲とする圏域)に1箇所設置。

2 主な事業内容

(1) 総合周産期母子医療センターの周産期専用の電子カルテの更新の支援(鳥取大学医学部附属病院への補助)

○システム更新による改善点

- ・鳥取大学医学部附属病院全体の電子カルテシステムとの「二重登録」の解消。(どちらかのシステムへの入力でもどちらのシステムでも患者情報が閲覧可能となり、職員の負担が軽減。)
- ・バーコードを使ったカルテとの自動照合による患者の取り違い防止の効率化。

(2) 周産期医療情報システムの改修(鳥取大学医学部附属病院への委託)

○システム改修による改善点

- ・各医療機関の電子カルテと周産期医療情報システムのデータの二重登録の解消による医療従事者の負担軽減。
- ・県内のリスク患者の数と受け入れ可能空床数の把握。

3 事業費

(単位:千円)

区分	補正額	内訳	
		国庫	その他 (再生基金)
周産期専用の電子カルテの更新の支援 (補助率:10/10)	21,000	0	21,000
周産期医療情報システムの改修	26,250	8,750	17,500
合計	47,250	8,750	38,500

平成25年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

医療政策課（内線：7173）

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 地域医療対策費(医療施設等施設整備費)	0	9,453	9,453	9,453				
トータルコスト	0	9,453	9,453	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	交付申請、交付決定に係る事務等				
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

「医療提供体制施設整備交付金」(国庫補助制度)を活用し以下の2事業を実施する。

(1) 医療施設近代化施設整備事業

患者の療養環境、医療従事者の就業環境の改善につながる施設整備を行う医療機関に対し、必要な工事(請負)費を補助する。

(2) 地球温暖化対策施設整備事業

太陽光発電装置の設置等、地球温暖化対策に資する施設整備を行う医療機関に対し、必要な工事(請負)費を補助する。

2 主な事業内容

(1) 医療施設近代化施設整備事業

事業主体：医療法人同愛会 博愛病院(米子市)

整備内容：病床の集約に伴う病棟の内部改修、患者の療養環境改善のための談話室、浴室、トイレ等の改修

総事業費：23,400千円

基準額：23,399千円

調整率：0.33

県補助額：7,721千円

(2) 地球温暖化対策施設整備事業

事業主体：大草歯科医院(鳥取市)

整備内容：施設屋上への太陽光発電装置の設置に係る施設整備

総事業費：5,250千円

基準額：94,000千円

調整率：0.33

県補助額：1,732千円

平成25年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位: 千円)

節	款項目	2款 総務費								
		補正前	補正額	補正後	うち福祉保健部					
					補正前	補正額	補正後	1項 総務管理費		
			補正前	補正額				補正後	補正前	補正額
1	報酬	497,437		497,437	1,894		1,894			
2	給料	2,887,560		2,887,560						
3	職員手当等	4,351,497		4,351,497						
4	共済費	1,126,780		1,126,780	244		244			
5	災害補償費	500		500						
6	恩給及び退職年金	28,690		28,690						
7	賃金	33,195		33,195						
8	報償費	208,454	148	208,602	484		484			
9	旅費	227,083	155	227,238	677		677			
	費用弁償	18,018		18,018	86		86			
	普通旅費	160,442		160,442	208		208			
	特別旅費	48,623	155	48,778	383		383			
10	交際費	3,750		3,750						
11	需用費	603,843		603,843	257		257			
12	役務費	546,355		546,355	60		60			
13	委託料	3,424,816	11,018	3,435,834	675		675			
14	使用料及び賃借料	583,393		583,393						
15	工事請負費	608,683		608,683						
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	316,510		316,510						
19	負担金、補助及び交付金	7,679,010	108,823	7,787,833	903,500	20,654	924,154	892,221	20,654	912,875
20	扶助費									
21	貸付金	150,000		150,000						
22	補償、補填及び賠償金	2,000		2,000						
23	償還金、利子及び割引料	189,300		189,300	148,000		148,000	148,000		148,000
24	投資及び出資金	3,000		3,000						
25	積立金	225,428		225,428						
26	寄附金									
27	公課費	297		297						
28	繰出金									
	予備費									
	計	23,697,581	120,144	23,817,725	1,055,791	20,654	1,076,445	1,040,221	20,654	1,060,875
財源内訳	国庫支出金	2,118,794	49,200	2,167,994	163,938		163,938	163,938		163,938
	地方債	323,000		323,000						
	その他	1,437,511	38,288	1,475,799	207	20,654	20,861	200	20,654	20,854
	一般財源	19,818,276	32,656	19,850,932	891,646		891,646	876,083		876,083

平成25年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位: 千円)

節	款項目	2款 総務費			3款 民生費					
		うち福祉保健部			補正前	補正額	補正後	うち福祉保健部		
		1項 総務管理費						補正前	補正額	補正後
		8目 私立学校振興費								
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後		
1	報酬			373,796	194	373,990	357,775	194	357,969	
2	給料			1,553,382		1,553,382	1,494,486		1,494,486	
3	職員手当等			874,563		874,563	844,883		844,883	
4	共済費			602,382		602,382	578,506		578,506	
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金			1,371		1,371	1,371		1,371	
8	報償費			71,466	3,744	75,210	60,097	3,600	63,697	
9	旅費			67,678		67,678	59,085		59,085	
	費用弁償			8,501		8,501	7,904		7,904	
	普通旅費			35,681		35,681	32,330		32,330	
	特別旅費			23,496		23,496	18,851		18,851	
10	交際費									
11	需用費			195,265		195,265	186,211		186,211	
12	役務費			94,876		94,876	85,971		85,971	
13	委託料			2,685,582	25,576	2,711,158	2,614,075	1,050	2,615,125	
14	使用料及び賃借料			74,655		74,655	70,385		70,385	
15	工事請負費			342,802		342,802	342,802		342,802	
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費			32,330		32,330	32,310		32,310	
19	負担金、補助及び交付金	892,221	20,654	912,875	33,704,828	90,577	33,795,405	33,333,257	90,085	33,423,342
20	扶助費			1,743,999		1,743,999	1,743,999		1,743,999	
21	貸付金			38,278		38,278	38,078		38,078	
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金			317,677		317,677	317,517		317,517	
26	寄附金			1,250		1,250	1,250		1,250	
27	公課費			76		76	76		76	
28	繰出金			2,192		2,192	2,192		2,192	
	予備費									
	計	892,221	20,654	912,875	42,778,448	120,091	42,898,539	42,164,326	94,929	42,259,255
財源内訳	国庫支出金	163,938		163,938	3,151,058	21,538	3,172,596	2,915,893	21,538	2,937,431
	地方債				315,000		315,000	315,000		315,000
	その他	200	20,654	20,854	4,377,084	85,226	4,462,310	4,342,477	60,064	4,402,541
	一般財源	728,083		728,083	34,935,306	13,327	34,948,633	34,590,956	13,327	34,604,283

平成25年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

款項目 節		3款 民生費								
		うち福祉保健部								
		1項 社会福祉費						2項 児童福祉費		
		補正前	補正額	補正後	1目 社会福祉総務費			補正前	補正額	補正後
補正前	補正額				補正後					
1	報酬	157,219	194	157,413	107,423	194	107,617	186,832		186,832
2	給料	364,419		364,419	364,419		364,419	1,071,171		1,071,171
3	職員手当等	184,094		184,094	184,094		184,094	630,936		630,936
4	共済費	142,931		142,931	135,845		135,845	412,386		412,386
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	941		941				430		430
8	報償費	22,581		22,581	3,138		3,138	37,274	3,600	40,874
9	旅費	33,844		33,844	6,941		6,941	22,783		22,783
	費用弁償	3,879		3,879	1,184		1,184	3,510		3,510
	普通旅費	15,250		15,250	4,901		4,901	15,245		15,245
	特別旅費	14,715		14,715	856		856	4,028		4,028
10	交際費									
11	需用費	39,768		39,768	18,967		18,967	140,502		140,502
12	役務費	24,042		24,042	6,784		6,784	58,986		58,986
13	委託料	497,800		497,800	107,863		107,863	2,105,703		2,105,703
14	使用料及び賃借料	28,762		28,762	8,506		8,506	40,418		40,418
15	工事請負費	32,257		32,257	32,257		32,257	310,545		310,545
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	2,599		2,599	215		215	29,711		29,711
19	負担金、補助及び交付金	27,984,084	830	27,984,914	588,017	830	588,847	5,096,774	89,255	5,186,029
20	扶助費	1,044,276		1,044,276				338,322		338,322
21	貸付金	32,078		32,078	32,078		32,078	6,000		6,000
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金	314,917		314,917	6,243		6,243	1,955		1,955
26	寄附金	50		50						
27	公課費							76		76
28	繰出金							2,192		2,192
	予備費									
	計	30,906,662	1,024	30,907,686	1,602,790	1,024	1,603,814	10,492,996	92,855	10,585,851
財源内訳	国庫支出金	1,225,918		1,225,918	103,766		103,766	1,423,835	20,488	1,444,323
	地方債	315,000		315,000						
	その他	2,367,943	830	2,368,773	82,269	830	83,099	1,897,694	59,234	1,956,928
	一般財源	26,997,801	194	26,997,995	1,416,755	194	1,416,949	7,171,467	13,133	7,184,600

平成25年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費								
		うち福祉保健部								
		2項 児童福祉費						3項 生活保護費		
		1目 児童福祉総務費			3目 母子福祉費					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1	報酬	83,202		83,202	13,493		13,493	13,724		13,724
2	給料	1,071,171		1,071,171				58,896		58,896
3	職員手当等	630,936		630,936				29,853		29,853
4	共済費	400,888		400,888	1,363		1,363	23,189		23,189
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金									
8	報償費	13,013		13,013	4,342	3,600	7,942	242		242
9	旅費	12,662		12,662	522		522	2,378		2,378
	費用弁償	2,118		2,118	256		256	515		515
	普通旅費	7,387		7,387	224		224	1,755		1,755
	特別旅費	3,157		3,157	42		42	108		108
10	交際費									
11	需用費	31,592		31,592	1,351		1,351	5,841		5,841
12	役務費	17,973		17,973	1,746		1,746	2,843		2,843
13	委託料	202,192		202,192	10,962		10,962	10,572	1,050	11,622
14	使用料及び賃借料	10,802		10,802	720		720	1,165		1,165
15	工事請負費	257,131		257,131						
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	2,053		2,053						
19	負担金、補助及び交付金	2,187,721	112,667	2,300,388	31,339	△ 23,412	7,927	252,399		252,399
20	扶助費	1,212		1,212	76,916		76,916	347,701		347,701
21	貸付金	6,000		6,000						
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金	1,955		1,955						
26	寄附金									
27	公課費									
28	繰出金				2,192		2,192			
	予備費									
	計	4,930,503	112,667	5,043,170	144,946	△ 19,812	125,134	748,803	1,050	749,853
財源内訳	国庫支出金	395,837	16,478	412,315	35,230	4,010	39,240	266,060	1,050	267,110
	地方債									
	その他	1,308,240	83,956	1,392,196	29,708	△ 24,722	4,986	69,345		69,345
	一般財源	3,226,426	12,233	3,238,659	80,008	900	80,908	413,398		413,398

平成25年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費			4款 衛生費					
		うち福祉保健部			補正前	補正額	補正後	うち福祉保健部		
		3項 生活保護費						補正前	補正額	補正後
		1目 生活保護総務費								
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報酬	13,724		13,724	146,065		146,065	76,828		76,828
2	給料	58,896		58,896	1,439,271		1,439,271	703,071		703,071
3	職員手当等	29,853		29,853	787,376		787,376	410,181		410,181
4	共済費	23,189		23,189	548,294		548,294	267,974		267,974
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金				7,130		7,130	7,130		7,130
8	報償費	242		242	64,109	267	64,376	49,767	267	50,034
9	旅費	2,378		2,378	73,724	68	73,792	43,927	68	43,995
	費用弁償	515		515	3,299		3,299	2,063		2,063
	普通旅費	1,755		1,755	37,202		37,202	19,641		19,641
	特別旅費	108		108	33,223	68	33,291	22,223	68	22,291
10	交際費									
11	需用費	5,841		5,841	261,853	7,118	268,971	150,459	7,118	157,577
12	役務費	2,843		2,843	75,085		75,085	43,942		43,942
13	委託料	10,326	1,050	11,376	1,038,347	33,503	1,071,850	448,821	26,250	475,071
14	使用料及び賃借料	1,165		1,165	80,774		80,774	40,307		40,307
15	工事請負費				35,979		35,979			
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費				185,382	22,786	208,168	113,711		113,711
19	負担金、補助及び交付金	58,588		58,588	6,709,953	172,345	6,882,298	6,019,425	172,345	6,191,770
20	扶助費	1,530		1,530	1,222,873	19,908	1,242,781	1,222,873	19,908	1,242,781
21	貸付金				1,000,352		1,000,352	756,552		756,552
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金				19,785		19,785	13,679		13,679
26	寄附金				30,500		30,500	30,500		30,500
27	公課費				50		50	50		50
28	繰出金									
	予備費									
	計	208,575	1,050	209,625	13,726,902	255,995	13,982,897	10,399,197	225,956	10,625,153
財源内訳	国庫支出金	26,977	1,050	28,027	1,701,349	22,195	1,723,544	1,479,530	22,195	1,501,725
	地方債				12,000		12,000	12,000		12,000
	その他	67,345		67,345	3,373,965	181,155	3,555,120	2,958,526	155,392	3,113,918
	一般財源	114,253		114,253	8,639,588	52,645	8,692,233	5,949,141	48,369	5,997,510

平成25年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位:千円)

節	款項目	4款 衛生費							
		うち福祉保健部							
		1項 公衆衛生費							
					3目 予防費			5目 母子衛生費	
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1	報酬	50,886		50,886	4,804		4,804		
2	給料	136,197		136,197					
3	職員手当等	77,851		77,851					
4	共済費	57,360		57,360	666		666		
5	災害補償費								
6	恩給及び退職年金								
7	賃金	6,892		6,892					
8	報償費	27,211	267	27,478	6,217	267	6,484	472	472
9	旅費	21,183	68	21,251	5,792	68	5,860	934	934
	費用弁償	1,024		1,024	126		126	34	34
	普通旅費	8,461		8,461	2,333		2,333	638	638
	特別旅費	11,698	68	11,766	3,333	68	3,401	262	262
10	交際費								
11	需用費	98,581	7,118	105,699	64,506	7,118	71,624	210	210
12	役務費	24,814		24,814	4,051		4,051	1,660	1,660
13	委託料	297,328		297,328	4,405		4,405	24,343	24,343
14	材料及び賃借料	13,391		13,391	2,008		2,008	240	240
15	工事請負費								
16	原材料費								
17	公有財産購入費								
18	備品購入費	3,200		3,200	3,200		3,200		
19	負担金、補助及び交付金	399,161	25,000	424,161	135,538	25,000	160,538	17,503	17,503
20	扶助費	1,222,753	19,908	1,242,661	900		900	138,223	19,908
21	貸付金								
22	補償、補填及び賠償金								
23	償還金、利子及び割引料								
24	投資及び出資金								
25	積立金	1,203		1,203	693		693	318	318
26	寄附金								
27	公課費								
28	繰出金								
	予備費								
	計	2,438,011	52,361	2,490,372	232,780	32,453	265,233	193,903	19,908
財源内訳	国庫支出金	958,184	3,992	962,176	33,920		33,920	57,878	3,992
	地方債	12,000		12,000					
	その他	92,264		92,264	713		713	11,908	11,908
	一般財源	1,375,563	48,369	1,423,932	198,147	32,453	230,600	114,117	15,916

平成25年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	4款 衛生費						福祉保健部 合計		
		うち福祉保健部								
		4項 医薬費						補正前	補正額	補正後
		補正前	補正額	補正後	2目 医務費					
補正前	補正額				補正後	補正前	補正額	補正後		
1	報酬	21,553		21,553	1,826		1,826	436,497	194	436,691
2	給料	253,989		253,989				2,197,557		2,197,557
3	職員手当等	161,942		161,942				1,255,064		1,255,064
4	共済費	95,275		95,275	173		173	846,724		846,724
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	238		238	35		35	8,501		8,501
8	報償費	22,300		22,300	5,839		5,839	110,348	3,867	114,215
9	旅費	20,186		20,186	8,779		8,779	103,689	68	103,757
	費用弁償	931		931	254		254	10,053		10,053
	普通旅費	8,760		8,760	2,576		2,576	52,179		52,179
	特別旅費	10,495		10,495	5,949		5,949	41,457	68	41,525
10	交際費									
11	需用費	39,497		39,497	10,289		10,289	336,927	7,118	344,045
12	役務費	12,862		12,862	6,386		6,386	129,973		129,973
13	委託料	140,845	26,250	167,095	98,569	26,250	124,819	3,063,571	27,300	3,090,871
14	使用料及び賃借料	17,385		17,385	11,069		11,069	110,692		110,692
15	工事請負費							342,802		342,802
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	108,426		108,426	98,760		98,760	146,021		146,021
19	負担金、補助及び交付金	5,619,867	147,345	5,767,212	3,096,710	147,345	3,244,055	40,256,182	283,084	40,539,266
20	扶助費	120		120				2,966,872	19,908	2,986,780
21	貸付金	756,552		756,552	248,520		248,520	794,630		794,630
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料							148,000		148,000
24	投資及び出資金									
25	積立金	12,476		12,476	12,476		12,476	331,196		331,196
26	寄附金	30,500		30,500	30,500		30,500	31,750		31,750
27	公課費							126		126
28	繰出金							2,192		2,192
	予備費									
	計	7,314,013	173,595	7,487,608	3,629,931	173,595	3,803,526	53,619,314	341,539	53,960,853
財源内訳	国庫支出金	521,346	18,203	539,549	480,920	18,203	499,123	4,559,361	43,733	4,603,094
	地方債							327,000		327,000
	その他	2,866,245	155,392	3,021,637	2,809,063	155,392	2,964,455	7,301,210	236,110	7,537,320
	一般財源	3,926,422		3,926,422	339,948		339,948	41,431,743	61,696	41,493,439

節 の 明 細

項	目	金額 (千円) 等
2 款 総務費		
1 項 総務管理費		
8 目 私立学校振興費		
負担金、補助及び交付金	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業補助金	20,654
3 款 民生費		
1 項 社会福祉費		
1 目 社会福祉総務費		
報酬	民生委員	10人
負担金、補助及び交付金	県立福祉人材研修センター基金造成事業補助金	830
2 項 児童福祉費		
1 目 児童福祉総務費		
負担金、補助及び交付金	認定こども園施設整備費補助金	18,335
	子育て支援のための拠点施設整備事業補助金	65,621
	放課後児童健全育成事業補助金	13,456
	子育て力支援事業費補助金	1,000
	届出保育施設等運営助成事業費補助金	10,215
	児童養護施設等職員研修事業補助金	4,040
3 目 母子福祉費		
負担金、補助金及び交付金	高等技能訓練促進費補助金	△ 23,412
4 款 衛生費		
1 項 公衆衛生費		
3 目 予防費		
負担金、補助金及び交付金	風しんワクチン接種費緊急助成事業補助金	25,000
4 項 医薬費		
2 目 医務費		
負担金、補助及び交付金	周産期医療情報システム整備事業補助金	21,000
	東部救命救急センター強化事業補助金	116,892
	医療施設近代化施設整備事業補助金	7,721
	地球温暖化対策施設整備事業補助金	1,732

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円
平成25年度 子ども子育て支援新制 度に係る電子システム構 築等事業補助	87,500 千円				87,500 千円			87,500 千円	

平成24年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書

福祉保健部(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳			一般財源
						未収入 分控金及び負担金	特定財源 その他	地方債	
3	1 社会福祉費	鳥取型地域生活支援システム 主(地域コミュニティホーム事業)	6,666,000	6,666,000		6,666,000			
		皆生尚寿苑管理運営費	79,495,000	69,066,000					69,066,000
		倉吉児童相談所改築事業費	17,050,000	17,050,000	17,050,000				
3	2 児童福祉費	鳥取子ども学園乳児部費	8,110,000	8,110,000					2,703,000
		米各子所改修費	41,031,000	36,253,600		35,853,600			400,000
		厨房棟等屋根防水改修工事費	14,375,000	14,375,000					14,375,000
4	3 保健所費	米子市公共下水道への排水設備 設置工事費	21,861,000	20,890,000					20,890,000
		地域医療対策整備費(校 立歯科衛生専工費)	67,600,000	14,516,000	8,434,000				6,082,000
		鳥取県地域医療再生基金事業費	1,712,696,000	243,302,000		243,302,000			
4	4 医薬費	内部被ばく検査実施事業費	2,335,000	2,335,000		1,167,000			1,168,000
		看護師養成機関に関する 調査費	3,636,000	3,500,000					3,500,000
		遠隔ドクター(指定薬物 検査体制構築事業費)	1,724,000	1,636,000					1,636,000
4	4 衛生費	鳥取県看護専門学修 等費	45,705,000	43,254,000					43,254,000
		倉吉総合看護専門学 校給水管改修工事費	15,463,000	15,463,000					15,463,000
		福祉保健部合計	2,069,080,000	527,749,600	30,891,000	286,988,600			209,870,000

<p>区 分</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (1) 障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の 設定について (平成25年3月23日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が施行され、障害者自立支援法の一部が改正されたことに伴い、関係条例について所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 次の条例について、引用する障害者自立支援法の名称を改める等の所要の規定の整備を行う。 (1) 鳥取県基金条例 (2) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 (3) 鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例 (4) 鳥取県障害者施策推進協議会条例 (5) 鳥取県特別医療費助成条例 (6) 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例 (7) 鳥取県児童福祉法施行条例 (8) 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例 (9) 鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例</p> <p>3 施行期日 平成26年4月1日とする(3)及び(8)並びに(2)及び(5)の一部を除き、平成25年4月1日とする。</p>

障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(鳥取県基金条例の一部改正)

第1条 鳥取県基金条例(平成19年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1(第2条、第3条、第5条、第7条関係)					別表第1(第2条、第3条、第5条、第7条関係)				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
16 鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づく制度の円滑な運営及び福祉・介護人材の確保を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	県又は市町村が行う次の事業のために必要な経費の財源に充てる時。 (1) 障害者総合支援法による障害福祉サービスを提供する事業者に対する運営の安定化等を図る措置のための事業 (2) 障害者総合支援法による新しい事業体系への移行等のための円滑な実施を図る措置のための事業 (3) 略 (4) その他障害者総合支援法及び福祉・介護人材の確保対策の円滑	16 鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金	障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づく制度の円滑な運営及び福祉・介護人材の確保を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	県又は市町村が行う次の事業のために必要な経費の財源に充てる時。 (1) 障害者自立支援法による障害福祉サービスを提供する事業者に対する運営の安定化等を図る措置のための事業 (2) 障害者自立支援法による新しい事業体系への移行等のための円滑な実施を図る措置のための事業 (3) 略 (4) その他障害者自立支援法及び福祉・介護人材の確保対策の円滑

				な実施のために緊急に必要とされる事業					な実施のために緊急に必要とされる事業
略					略				

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第2条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年鳥取県条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(介護補償)</p> <p>第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)</u>に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) 略</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)</u>に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) 略</p>

(鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第70号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第39条第1項及び社会福祉法(昭和26年法律第45号)第65条第1項の規定に基づき、<u>法第38条第1項に規定する保護施設及</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第39条第1項及び社会福祉法(昭和26年法律第45号)第65条第1項の規定に基づき、<u>法第38条第1項に規定する保護施設及</u></p>

<p>び社会福祉法第2条第2項第7号に規定する授産施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第11項</u>に規定する障害者支援施設に該当するものを除く。以下同じ。）（以下「保護施設等」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p>	<p>び社会福祉法第2条第2項第7号に規定する授産施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第12項</u>に規定する障害者支援施設に該当するものを除く。以下同じ。）（以下「保護施設等」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p>
---	---

（鳥取県障害者施策推進協議会条例の一部改正）

第4条 鳥取県障害者施策推進協議会条例（昭和47年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（組織） 第4条 略 2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。 (1)・(2) 略 (3) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項</u>に規定する障害福祉サービス事業者 (4) 略 3 略</p>	<p>（組織） 第4条 略 2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。 (1)・(2) 略 (3) <u>障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第1項</u>に規定する障害福祉サービス事業者 (4) 略 3 略</p>

（鳥取県特別医療費助成条例の一部改正）

第5条 鳥取県特別医療費助成条例（昭和48年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（補助金の交付） 第3条 略 2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。 (1) 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの（<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第22項</u>に規定する自立支援医療（以下「自立支援医療」という。）の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者（以下「自立支援医療未申請者」という。）を除く。）に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額 ア・イ 略 (2)・(3) 略</p>	<p>（補助金の交付） 第3条 略 2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。 (1) 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの（<u>障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第23項</u>に規定する自立支援医療（以下「自立支援医療」という。）の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者（以下「自立支援医療未申請者」という。）を除く。）に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額 ア・イ 略 (2)・(3) 略</p>

<p>(一部負担金)</p> <p>第4条 前条第2項第2号の一部負担金の額は、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関（以下「保険医療機関」という。）又は同法第88条第1項に規定する訪問看護事業を行う事業所ごとに、それぞれ1月につき同法第76条第2項及び第3項又は第88条第4項及び第5項の規定により算定された額（<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）</u>第35条第1号に規定する高額治療継続者にあつては、その者が支給認定を受けた自立支援医療の種類に係るものを除く。）に100分の10を乗じて得た額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額）とする。</p> <p>2～6 略</p>	<p>(一部負担金)</p> <p>第4条 前条第2項第2号の一部負担金の額は、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関（以下「保険医療機関」という。）又は同法第88条第1項に規定する訪問看護事業を行う事業所ごとに、それぞれ1月につき同法第76条第2項及び第3項又は第88条第4項及び第5項の規定により算定された額（<u>障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）</u>第35条第1号に規定する高額治療継続者にあつては、その者が<u>障害者自立支援法第52条</u>の支給認定を受けた自立支援医療の種類に係るものを除く。）に100分の10を乗じて得た額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額）とする。</p> <p>2～6 略</p>
---	---

(鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(障害児入所施設及び児童発達支援センターにおける使用料等の徴収)</p> <p>第7条 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）</u>第5条第7項に規定する生活介護に係る鳥取県立総合療育センター（以下「総合療育センター」という。）の利用並びに同条第8項に規定する短期入所（次条において「短期入所」という。）に係る鳥取県立皆成学園（以下「皆成学園」という。）及び総合療育センターの利用については、1月につき、同法第29条第3項第1号に掲げる額の使用料を徴収する。</p> <p>2～8 略</p>	<p>(障害児入所施設及び児童発達支援センターにおける使用料等の徴収)</p> <p>第7条 <u>障害者自立支援法（平成17年法律第123号）</u>第5条第7項に規定する生活介護に係る鳥取県立総合療育センター（以下「総合療育センター」という。）の利用並びに同条第8項に規定する短期入所（次条において「短期入所」という。）に係る鳥取県立皆成学園（以下「皆成学園」という。）及び総合療育センターの利用については、1月につき、同法第29条第3項第1号に掲げる額の使用料を徴収する。</p> <p>2～8 略</p>
<p>(障害者支援施設における利用料金)</p> <p>第8条 短期入所に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、1月につき、<u>障害者総合支援法第29条第3項第1号</u>に掲げる額とする。ただし、児童福祉法第21条の6、身体障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第18条第1項又は知的障害</p>	<p>(障害者支援施設における利用料金)</p> <p>第8条 短期入所に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、1月につき、<u>障害者自立支援法第29条第3項第1号</u>に掲げる額とする。ただし、児童福祉法第21条の6、身体障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第18条第1項又は知的障害</p>

<p>者福祉法第15条の4の措置による利用については、この限りでない。</p> <p>2 障害者総合支援法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスに係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用料金は、1月につき、同法第29条第3項第1号に掲げる額とする。ただし、児童福祉法第21条の6、身体障害者福祉法第18条第2項又は知的障害者福祉法第16条第1項第2号の措置による利用については、この限りでない。</p> <p>3～5 略</p>	<p>者福祉法第15条の4の措置による利用については、この限りでない。</p> <p>2 障害者自立支援法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスに係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用料金は、1月につき、同法第29条第3項第1号に掲げる額とする。ただし、児童福祉法第21条の6、身体障害者福祉法第18条第2項又は知的障害者福祉法第16条第1項第2号の措置による利用については、この限りでない。</p> <p>3～5 略</p>
---	---

(鳥取県児童福祉法施行条例の一部改正)

第7条 鳥取県児童福祉法施行条例(平成24年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(不服審査会の組織)</p> <p>第3条 不服審査会は、委員5人で組織し、当該委員で構成する合議体で審査請求の事件を取り扱う。</p> <p>2 不服審査会の委員、会長その他不服審査会に関し必要な事項は、法第56条の5の5第2項において準用する<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)</u>第8章並びに政令第44条の5及び第44条の6に規定するもののほか、不服審査会が定める。</p> <p>(関係人等に対する報酬)</p> <p>第4条 法第56条の5の5第2項において準用する<u>障害者総合支援法第103条第1項</u>の規定により出頭した関係人及び診断その他の調査をした医師等が受ける報酬の額は、鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号)第4条第1項に規定する者との権衡を考慮し、予算の範囲内で知事が別に定める。</p>	<p>(不服審査会の組織)</p> <p>第3条 不服審査会は、委員5人で組織し、当該委員で構成する合議体で審査請求の事件を取り扱う。</p> <p>2 不服審査会の委員、会長その他不服審査会に関し必要な事項は、法第56条の5の5第2項において準用する<u>障害者自立支援法(平成17年法律第123号)</u>第8章並びに政令第44条の5及び第44条の6に規定するもののほか、不服審査会が定める。</p> <p>(関係人等に対する報酬)</p> <p>第4条 法第56条の5の5第2項において準用する<u>障害者自立支援法第103条第1項</u>の規定により出頭した関係人及び診断その他の調査をした医師等が受ける報酬の額は、鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号)第4条第1項に規定する者との権衡を考慮し、予算の範囲内で知事が別に定める。</p>

(鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正)

第8条 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第81号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準)</p> <p>第6条 指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営</p>	<p>(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準)</p> <p>第6条 指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営</p>

<p>に関する基準は、障害児通所支援の種類に応じ、別表第1のとおりとする。ただし、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援並びに障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護、<u>同条第12項</u>に規定する自立訓練、<u>同条第13項</u>に規定する就労移行支援及び<u>同条第14項</u>に規定する就労継続支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る当該基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</p> <p>2・3 略</p>	<p>に関する基準は、障害児通所支援の種類に応じ、別表第1のとおりとする。ただし、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援並びに障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護、<u>同条第13項</u>に規定する自立訓練、<u>同条第14項</u>に規定する就労移行支援及び<u>同条第15項</u>に規定する就労継続支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る当該基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</p> <p>2・3 略</p>
---	---

(鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成3年鳥取県条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第3条 精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>法第45条第1項の申請に対する決定及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)</u>第52条第1項に規定する支給認定(精神障害者に係るものに限る。)に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの</p> <p>(6) <u>障害者総合支援法第22条第2項の規定により、市町村が同条第1項に規定する支給要否決定を行うに当たり意見を述べること。</u></p> <p>(7) <u>障害者総合支援法第26条第1項の規定により、市町村に対し技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。</u></p> <p>(8)・(9) 略</p>	<p>(業務)</p> <p>第3条 精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>法第45条第1項の申請に対する決定及び障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第52条第1項に規定する支給認定(精神障害者に係るものに限る。)</u>に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの</p> <p>(6) <u>障害者自立支援法第22条第2項の規定により、市町村が同条第1項に規定する支給要否決定を行うに当たり意見を述べること。</u></p> <p>(7) <u>障害者自立支援法第26条第1項の規定により、市町村に対し技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。</u></p> <p>(8)・(9) 略</p>

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条中議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第9条の2第2号の改正規定(「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。)、第3条の規定、第5条中鳥取県特別医療費助成条例第3条第2項第1号の改正規定(「第5条第23項」を「第5条第22項」に改める部分に限る。)及び第8条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

<p>区 分</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成25年4月30日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成25年4月30日専決処分したので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概 要 (1) 和解の相手方 米子市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を9割5分とし、県は、損害賠償金189,077円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 平成23年12月27日 午後3時50分ごろ</p> <p>イ 事故発生場所 米子市上福原六丁目地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県立喜多原学園所属の職員が、学園行事のため普通乗用自動車を運転中、右折車線から左車線へ車線変更しようとした際、左車線を直進してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。</p>

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	福祉保健部障がい福祉課	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	68,040	平成25年1月31日 ～平成26年1月30日	鳥取県福祉保健部障がい福祉課
2	福祉保健部子育て王国推進課	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	68,040	平成25年3月1日 ～平成26年2月28日	鳥取県福祉保健部子育て王国推進課
3	福祉保健部健康医療指導課	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	67,857	平成25年2月1日 ～平成26年1月30日	鳥取県福祉保健部健康医療指導課
4	皆成学園	物品 保守	ノートパソコン	8台	米子市両三柳328番地 株式会社ケー・オウ・エイ	1,164,240	平成25年4月1日 ～平成29年3月31日	鳥取県立皆成学園
5	鳥取看護専門学校	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	151,200	平成25年4月1日 ～平成29年3月31日	鳥取県立鳥取看護専門学校
6	鳥取看護専門学校	物品 保守	ノートパソコン プロジェクター	43台 2台	鳥取市田島721番地 株式会社エコービジネス	8,064,000	平成25年5月1日 ～平成29年4月30日	鳥取県立鳥取看護専門学校
7	倉吉総合看護専門学校	物品 保守	ノートパソコン デスクトップパソコン プリンター	35台 1台 2台	倉吉市広栄町941番地5 株式会社衣笠商会	7,673,400	平成25年4月1日 ～平成30年3月31日	鳥取県立倉吉総合看護専門学校
8	中部総合事務所	物品 保守	ノートパソコン	1台	倉吉市広栄町941番地5 株式会社衣笠商会	95,550	平成25年1月31日 ～平成26年3月31日	鳥取県中部総合事務所福祉保健局
9	中部総合事務所	物品 保守	ノートパソコン	1台	倉吉市広栄町941番地5 株式会社衣笠商会	62,160	平成25年3月1日 ～平成25年6月30日	鳥取県中部総合事務所福祉保健局